

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年3月15日提出
【発行者名】	SOMPOアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小嶋 信弘
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目2番16号
【事務連絡者氏名】	津田 浩平
【電話番号】	03-5290-3432
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	米国株式自動配分戦略ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	募集額 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年1月27日付をもって提出した有価証券届出書（2023年11月24日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済みです。以下「原届出書」といいます。）につきまして、信託約款の変更手続き開始等に伴い、訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するものであります。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部 _____ は訂正部分を示し、<更新後>の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

第一部【証券情報】

(12)【その他】

<訂正前>

申込証拠金
ありません。

日本以外の地域における発行
ありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

<訂正後>

申込証拠金
ありません。

日本以外の地域における発行
ありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

信託約款変更（予定）のお知らせ

当ファンドにつきまして、下記の通り、信託約款の変更を予定しております。

1. 変更理由

今般、当ファンドの主な投資対象である国内籍投資信託「米国株式自動配分戦略ファンド(適格機関投資家向け)」(以下、「国内籍投資信託」といいます。)の運用を行うパークレイズ投信投資顧問株式会社より、商品性の向上等を目的に、投資対象に「担保付パフォーマンス連動債券(米ドル建て)」を追加する等、主な投資対象の変更を含む約款変更手続きの通知を受けました。弊社では、当該変更が既存受益者の利益に資すると判断し、当ファンドの信託約款についても、同内容に対応する約款変更を行う方針といたしました。

2. 変更内容

当ファンドの主な投資対象である国内籍投資信託の投資対象の変更に伴い、当ファンドの信託約款における「運用の基本方針」に以下下線部の記載を追加します。

運用の基本方針

2. 運用方針

(2) 投資態度

主として別に定める投資信託証券に投資を行い、信託財産の成長を目指します。

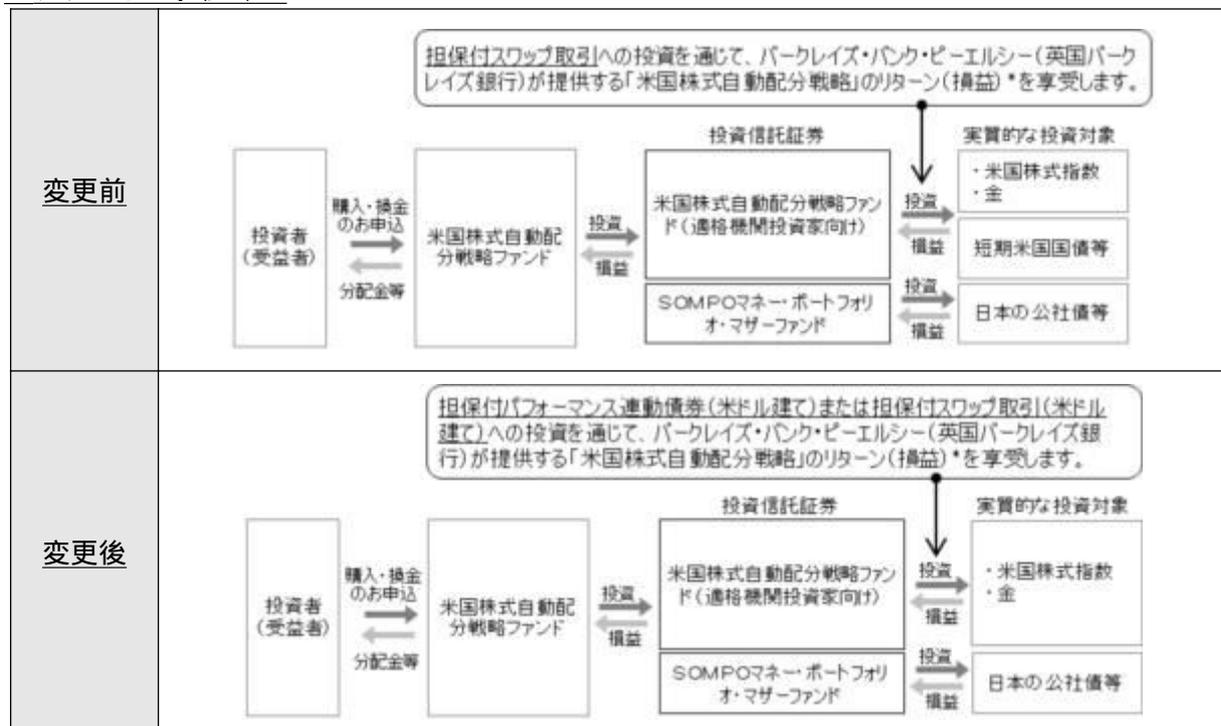
原則として、別に定める投資信託証券のうち国内籍投資信託への投資比率は高位を維持することを基本とします。

別に定める投資信託証券のうち国内籍投資信託は担保付パフォーマンス連動債券（米ドル建て）への投資および担保付スワップ取引（米ドル建て）への投資のいずれかの運用方法、または双方を組み合わせた運用方法により、米国株式自動配分戦略のパフォーマンスに連動する投資成果を目指します。選択する運用方法、運用方法の組み合わせは、効率性等を勘案の上、決定します。

（略）

国内籍投資信託とは「米国株式自動配分戦略ファンド（適格機関投資家向け）」を指します。

<ファンドの仕組み>



<ご参考> 国内籍投資信託における変更内容

主な投資対象

変更前	オンバランスでは米ドル建ての短期金融資産等を、オフバランスでは担保付スワップ取引（米ドル建て）（以下「スワップ取引」）を主要取引対象とします。 なお、運用目標を達成するために委託者が必要と認める場合は、代替資産としてETF、先物、リパッケージ債等に投資する場合があります。
変更後	オンバランスでは担保付パフォーマンス連動債券（米ドル建て）（以下、「連動債券」といいます。）および米ドル建ての短期金融資産等を、オフバランスでは担保付スワップ取引（米ドル建て）（以下「スワップ取引」）を主要取引対象とします。 なお、運用目標を達成するために委託者が必要と認める場合は、代替資産としてETF、先物、リパッケージ債等に投資する場合があります。

運用の基本方針

変更前	<ul style="list-style-type: none"> ・スワップ取引への投資を通じて、パークレイズ・バンク・ピーエルシー（英国パークレイズ銀行）が提供する「米国株式自動配分戦略」のパフォーマンスに連動する投資成果を目指します。 （略） ・原則として、信託財産の純資産総額に対するスワップ取引の想定元本の比率を高位に保ちます。 ・現金部分は、主に米ドル建ての短期金融資産（短期米国国債等）に投資します。現金部分の運用パフォーマンスは基準価額と「米国株式自動配分戦略」のパフォーマンスの乖離要因のひとつとなります。 （略）
変更後	<ul style="list-style-type: none"> ・連動債券への投資およびスワップ取引への投資のいずれかの運用方法、または双方を組み合わせた運用方法により、パークレイズ・バンク・ピーエルシー（英国パークレイズ銀行）が提供する「米国株式自動配分戦略」のパフォーマンスに連動する投資成果を目指します。選択する運用方法、運用方法の組み合わせは、効率性等を勘案の上、決定します。 （略） ・原則として、連動債券の投資金額とスワップ取引の想定元本の合計が当ファンドの信託財産の100%程度となるように調整を行います。 （略）

主な投資制限

変更前	<ul style="list-style-type: none"> ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。 （略）
変更後	<ul style="list-style-type: none"> ・デリバティブは、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに米国株式自動配分戦略の投資対象を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 （略）

信託報酬等

変更前	純資産総額に対して年率0.231%（税抜0.21%） （略）
変更後	純資産総額に対して年率0.154%（税抜0.14%） （略）

3. その他の変更内容

前掲2.の変更に関する書面決議が可決された場合には、当ファンドを新NISA制度の「成長投資枠」の要件に適合させるため、信託期間の延長に関する信託約款の変更を合わせて行う予定です。こちらは今回の書面決議の対象となる議案には含まれません。

信託期間

変更前	2033年2月24日まで 委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
変更後	無期限

前掲2.の約款変更を行わない場合は、3.の約款変更も行いません。

4. 手続き日程

- ・ 受益者の確定 2024年3月18日
- ・ 書面による議決権行使の期限 2024年4月22日
- ・ 書面による決議の日 2024年4月23日
- ・ 信託約款変更適用日 2024年5月25日

本信託約款の変更は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成により可決されます。

上記の議決権口数による賛成を得られず、本書面決議が否決された場合は、信託約款の変更は行いません。この場合、速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。

信託約款の変更決定につきましては、弊社ホームページにてご確認いただけます。

< 信託約款新旧対照表 >

追加型証券投資信託 米国株式自動配分戦略ファンド

変更後	変更前
<p style="text-align: center;"><u>運用の基本方針</u></p> <p>2. 運用方針</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>(略)</p> <p>別に定める投資信託証券のうち国内籍投資信託は担保付パフォーマンス連動債券（米ドル建て）への投資および担保付スワップ取引（米ドル建て）への投資のいずれかの運用方法、または双方を組み合わせた運用方法により、米国株式自動配分戦略のパフォーマンスに連動する投資成果を目指します。選択する運用方法、運用方法の組み合わせは、効率性等を勘案の上、決定します。</p> <p>(略)</p> <p>資金動向、市況動向、その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>	<p style="text-align: center;"><u>運用の基本方針</u></p> <p>2. 運用方針</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>資金動向、市況動向、残存信託期間その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
<p>信託期間</p> <p>第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項および第2項、第42条第1項、第43条第1項および第45条第2項の規定による信託終了の日までとします。</p>	<p>信託期間</p> <p>第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から2033年2月24日までとします。</p>

第47条 <削除>	<u>信託期間の延長</u> 第47条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。
-----------	---

本書類内の変更予定記載について

約款変更の議案が可決された場合には、2024年5月25日以降、第二部ファンド情報の以下の項目に変更が生じます。
該当箇所には目印として*を付けており、変更予定記載を「変更後(予定)」と表示しております。
<p>第1 ファンドの状況</p> <ul style="list-style-type: none">1 ファンドの性格2 投資方針3 投資リスク4 手数料等及び税金 <p>第2 管理及び運営</p> <ul style="list-style-type: none">3 資産管理等の概要

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

(略)

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリーファ ンド	あり ()
一般	年2回	日本	ファンド・ オブ・ファンズ	なし
大型株	年4回	北米		
中小型株	年6回 (隔月)	欧州		
債券	年12回 (毎月)	アジア		
一般	日々	オセアニア		
公債	その他 ()	中南米		
社債		アフリカ		
その他債券		中近東 (中東)		
クレジット属性 ()		エマージング		
不動産投信				
その他資産 (投資信託証券(資 産複合(スワップ取 引(株式、金)、債 券一般)))				
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2) ファンド・オブ・ファンズの場合、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資をします
ので、商品分類表と属性区分表の「投資対象資産」は異なります。(注3) 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載し
ております。

<属性区分の定義>

項目	該当する 属性区分	内容
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (資産複合(ス ワップ取引(株 式、金)、債券 一般)))	目論見書又は信託約款において、投資信託証券を通じて、 主としてスワップ取引および債券に投資する旨の記載があ るものをいいます。 なお、スワップ取引の実質投資対象は株式および金であ り、ファンドの収益は株式市場および金市場の動向に左右 されるものであるため、商品分類上の投資対象資産(収益 の源泉)は「資産複合」となります。
決算頻度	年1回	目論見書又は信託約款において、年1回決算する旨の記載が あるものをいいます。

投資対象地域	北米	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書又は信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

当ファンドに該当しない商品分類、属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

<ファンドの特色>

(略)

●ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

- ・「米国株式自動配分戦略ファンド(適格機関投資家向け)」および「SOMPOマネー・ポートフォリオ・マザーファンド」を主要投資対象とします。原則として、「米国株式自動配分戦略ファンド(適格機関投資家向け)」への投資比率を高位に保ちます。
- ・「米国株式自動配分戦略ファンド(適格機関投資家向け)」においては、パークレイズ・バンク・ピーエルシー(英国パークレイズ銀行)が提供する「米国株式自動配分戦略」のリターン(損益)を享受する担保付スワップ取引[®]を行います。なお、担保付スワップ取引とは別に、米ドル建ての短期金融資産(短期米国国債等)に投資します。

※担保付スワップ取引とは、実際に対象資産を保有していなくとも、相手方(主に金融機関)に対して金利等を支払う代わりに、対象資産のパフォーマンスを受け取るスワップ契約を締結することで、実質的に投資を行っているのと同等の投資効果を享受できる取引のことです。

I. パークレイズについて

パークレイズは、英国および米国を主要拠点とし、個人および法人向け銀行業務、投資銀行業務、クレジットカード、資産管理業務等を提供する金融機関です。

II. パークレイズ・バンク・ピーエルシーについて

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、持ち株会社パークレイズ・ピーエルシーの完全子会社です。パークレイズ・バンク・ピーエルシーの主要な事業は“コーポレート・アンド・インベストメント・バンク”および“コンシューマー・カード・アンド・ペイメント”により構成されます。

・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク

ホールセール・バンキング商品およびサービスを法人および機関投資家に対して提供しています。

・コンシューマー・カード・アンド・ペイメント

独自ブランドおよび提携ブランドによる消費者向けクレジットカード、貸付の提供、プライベートバンク事業、投資サービスおよび資産管理サービス等の提供を行っています。

III. パークレイズ・バンク・ピーエルシーの格付け

格付投資情報センター(R&I):A+

※2023年8月末時点

※発行体格付けを使用

2

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- 実質組入外貨建資産は、米ドル建ての短期金融資産（短期米国国債等）および担保付スワップ取引における「米国株式自動配分戦略」のリターン（損益）部分です。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<訂正後>

(略)

属性区分表

投資対象資産*	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリーファンド	あり ()
一般	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ	なし
大型株	年4回	北米		
中小型株	年6回 (隔月)	欧州		
債券	年12回 (毎月)	アジア		
一般	日々	オセアニア		
公債	その他 ()	中南米		
社債		アフリカ		
その他債券		中近東 (中東)		
クレジット属性 ()		エマージング		
不動産投信				
その他資産 (投資信託証券(資産複合(スワップ取引(株式、金)、債券一般)))				
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2) ファンド・オブ・ファンズの場合、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資をしますので、商品分類表と属性区分表の「投資対象資産」は異なります。

(注3) 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

変更後(予定)

投資対象資産	その他資産(投資信託証券(資産複合(債券(その他債券、一般)、スワップ取引)))
--------	--

<属性区分の定義>

項目	該当する属性区分	内容
----	----------	----

投資対象資産*	その他資産 (投資信託証券 (資産複合(ス ワップ取引(株 式、金)、債券 一般)))	目論見書又は信託約款において、投資信託証券を通じて、主としてスワップ取引および債券に投資する旨の記載があるものをいいます。 なお、スワップ取引の実質投資対象は株式および金であり、ファンドの収益は株式市場および金市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産(収益の源泉)は「資産複合」となります。
決算頻度	年1回	目論見書又は信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	北米	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・ オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書又は信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

当ファンドに該当しない商品分類、属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

変更後(予定)

項目	該当する 属性区分	内容
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (資産複合(債券 (その他債券、一 般)、スワップ取 引)))	目論見書又は信託約款において、投資信託証券を通じて、主として債券およびスワップ取引に投資する旨の記載があるものをいいます。

<ファンドの特色>

(略)

● ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

- ・「米国株式自動配分戦略ファンド(適格機関投資家向け)」および「SOMPOマネー・ポートフォリオ・マザーファンド」を主要投資対象とします。原則として、「米国株式自動配分戦略ファンド(適格機関投資家向け)」への投資比率を高位に保ちます。
- ※ 「米国株式自動配分戦略ファンド(適格機関投資家向け)」においては、パークレイズ・バンク・ビーエルシー(英国パークレイズ銀行)が提供する「米国株式自動配分戦略」のリターン(損益)を享受する担保付スワップ取引[®]を行います。なお、担保付スワップ取引とは別に、米ドル建ての短期金融資産(短期米国国債等)に投資します。

《変更後(予定)》

- ・「米国株式自動配分戦略ファンド(適格機関投資家向け)」においては、パークレイズ・バンク・ビーエルシー(英国パークレイズ銀行)が提供する「米国株式自動配分戦略」のリターン(損益)を享受する担保付パフォーマンス連動債券(米ドル建て)への投資および担保付スワップ取引[®](米ドル建て)への投資のいずれかの運用方法、または双方を組み合わせた運用を行います。

※ 担保付スワップ取引とは、実際に対象資産を保有していなくとも、相手方(主に金融機関)に対して金利等を支払う代わりに、対象資産のパフォーマンスを受け取るスワップ契約を締結することで、実質的に投資を行っているのと同等の投資効果を享受できる取引のことです。

I. パークレイズについて

パークレイズは、英国および米国を主要拠点とし、個人および法人向け銀行業務、投資銀行業務、クレジットカード、資産管理業務等を提供する金融機関です。

II. パークレイズ・バンク・ビーエルシーについて

パークレイズ・バンク・ビーエルシーは、持ち株会社パークレイズ・ビーエルシーの完全子会社です。パークレイズ・バンク・ビーエルシーの主要な事業は“コーポレート・アンド・インベストメント・バンク”および“コンシューマー・カード・アンド・ペイメント”により構成されます。

・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク

ホールセール・バンキング商品およびサービスを法人および機関投資家に対して提供しています。

・コンシューマー・カード・アンド・ペイメント

独自ブランドおよび提携ブランドによる消費者向けクレジットカード、貸付の提供、プライベートバンク事業、投資サービスおよび資産管理サービス等の提供を行っています。

III. パークレイズ・バンク・ビーエルシーの格付け

格付投資情報センター(R&I):A+

※2023年8月末時点

※発行体格付けを使用

2 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- 実質組入外貨建資産は、米ドル建ての短期金融資産（短期米国国債等）および担保付スワップ取引における「米国株式自動配分戦略」のリターン（損益）部分です。

＜変更後（予定）＞

- 実質組入外貨建資産は、担保付パフォーマンス連動債券（米ドル建て）および担保付スワップ取引（米ドル建て）における「米国株式自動配分戦略」のリターン（損益）部分です。

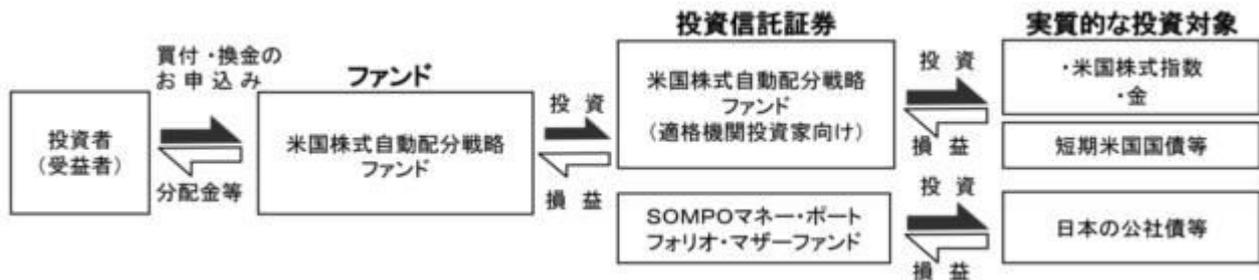
資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）【ファンドの仕組み】

<訂正前>

ファンドの仕組み

当ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ」です。「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、主として複数の他の投資信託（ファンド）を組入れることにより運用を行います。



「米国株式自動配分戦略ファンド(適格機関投資家向け)」は担保付スワップ取引への投資を通じて、パークレイズ・バンク・ピーエルシー（英国パークレイズ銀行）が提供する「米国株式自動配分戦略」のリターン（損益）^{*}を享受します。

^{*}リターン（損益）につきましては、「米国株式自動配分戦略」に関する費用等を控除したものとなります。

(略)

委託会社等の概況

() 資本金の額 1,550百万円 (2023年8月末現在)

(略)

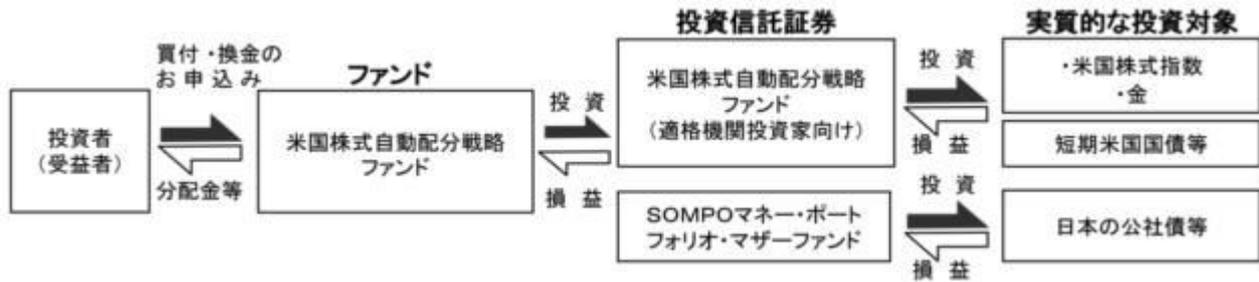
() 大株主の状況 (2023年8月末現在)

(略)

<訂正後>

ファンドの仕組み^{*}

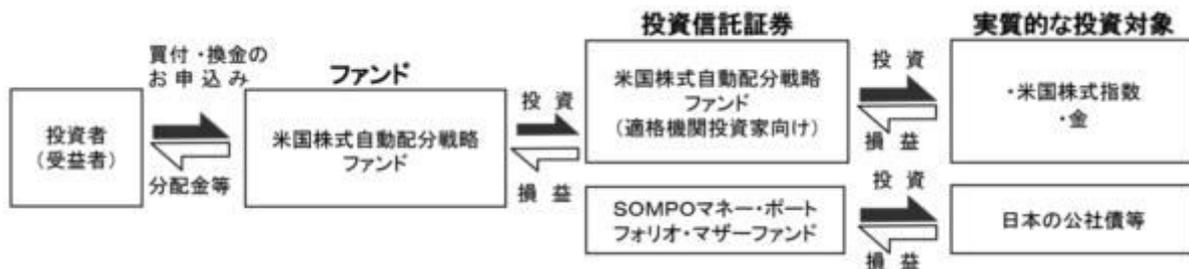
当ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ」です。「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、主として複数の他の投資信託（ファンド）を組入れることにより運用を行います。



「米国株式自動配分戦略ファンド(適格機関投資家向け)」は担保付スワップ取引への投資を通じて、バークレイズ・バンク・ピーエルシー（英国バークレイズ銀行）が提供する「米国株式自動配分戦略」のリターン（損益）^{*}を享受します。

*リターン（損益）につきましては、「米国株式自動配分戦略」に関する費用等を控除したものとなります。

変更後（予定）



「米国株式自動配分戦略ファンド(適格機関投資家向け)」は担保付パフォーマンス連動債券（米ドル建て）または担保付スワップ取引（米ドル建て）への投資を通じて、バークレイズ・バンク・ピーエルシー（英国バークレイズ銀行）が提供する「米国株式自動配分戦略」のリターン（損益）^{*}を享受します。

*リターン（損益）につきましては、「米国株式自動配分戦略」に関する費用等を控除したものとなります。

(略)

委託会社等の概況

()資本金の額 1,550百万円 (2023年12月末現在)

(略)

()大株主の状況 (2023年12月末現在)

(略)

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<訂正前>

(略)

投資態度

- () 主として「米国株式自動配分戦略ファンド(適格機関投資家向け)」および「SOMPOマネー・ポートフォリオ・マザーファンド」の投資信託証券に投資を行い、信託財産の成長を目指します。
- () 原則として、「米国株式自動配分戦略ファンド(適格機関投資家向け)」投資信託証券への投資比率は高位を維持することを基本とします。
- () 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- () 資金動向、市況動向、残存信託期間その他特殊な状況等によっては、上記のような運用
ができない場合があります。

(略)

<訂正後>

(略)

投資態度*

- () 主として「米国株式自動配分戦略ファンド(適格機関投資家向け)」および「SOMPO
マネー・ポートフォリオ・マザーファンド」の投資信託証券に投資を行い、信託財産の成
長を目指します。
- () 原則として、「米国株式自動配分戦略ファンド(適格機関投資家向け)」投資信託証券へ
の投資比率は高位を維持することを基本とします。
- () 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- () 資金動向、市況動向、残存信託期間その他特殊な状況等によっては、上記のような運用
ができない場合があります。

変更後(予定)

投資態度

- () 主として「米国株式自動配分戦略ファンド(適格機関投資家向け)」および「SOMPO
マネー・ポートフォリオ・マザーファンド」の投資信託証券に投資を行い、信託財産の成
長を目指します。
- () 原則として、「米国株式自動配分戦略ファンド(適格機関投資家向け)」投資信託証券へ
の投資比率は高位を維持することを基本とします。
- () 「米国株式自動配分戦略ファンド(適格機関投資家向け)」投資信託証券は担保付パ
フォーマンス連動債券(米ドル建て)への投資および担保付スワップ取引(米ドル建て)
への投資のいずれかの運用方法、または双方を組み合わせた運用方法により、米国株式自
動配分戦略のパフォーマンスに連動する投資成果を目指します。選択する運用方法、運用
方法の組み合わせは、効率性等を勘案の上、決定します。
- () 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- () 資金動向、市況動向、その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場
合があります。

(略)

(2)【投資対象】

<訂正前>

(略)

主要投資対象の投資信託証券の概要

名 称	米国株式自動配分戦略ファンド(適格機関投資家向け)
形 態	国内籍私募投資信託(円建て)
主 な 投 資 対 象	<p>オンバランスでは米ドル建ての短期金融資産等を、オフバランスでは担保付スワップ取引(米ドル建て)(以下「スワップ取引」)を主要取引対象とします。</p> <p>なお、運用目標を達成するために委託者が必要と認める場合は、代替資産としてETF、先物、リバパッケージ債等に投資する場合があります。</p>
運 用 の 基 本 方 針	<ul style="list-style-type: none"> スワップ取引への投資を通じて、パークレイズ・バンク・ビーエルシー(英国パークレイズ銀行)が提供する「米国株式自動配分戦略」のパフォーマンスに連動する投資成果を目指します。 「米国株式自動配分戦略」は、米国株式指数及び金を投資対象とします。原則として日次で米国株式指数の水準、リスク・インジケータ等に基づいて米国株式指数の予想レンジを算出します。市場のリスク・センチメント等に応じ、米国株式指数が予想レンジに対して下落するにつれて同指数の保有比率を増やし、上昇するにつれて保有比率を減らします。米国株式指数の保有比率は最大100%となります。長期的な資産成長のため、戦略内の米国株式指数の保有比率が100%に満たない部分を金で補完します。 原則として、信託財産の純資産総額に対するスワップ取引の想定元本の比率を高位に保ちます。 現金部分は、主に米ドル建ての短期金融資産(短期米国国債等)に投資します。現金部分の運用パフォーマンスは基準価額と「米国株式自動配分戦略」のパフォーマンスの乖離要因のひとつとなります。 外貨建て資産への投資に当たっては、対円での為替ヘッジを行いません。 スワップ取引の評価損益等のエクスポージャーに対応し、日次でスワップ取引相手先と担保の授受を行います。スワップ取引相手先のエクスポージャー(無担保エクスポージャー)の純資産総額に対する割合は原則として10%未満になるように管理します。 取引見通しや市況動向等に応じて、「米国株式自動配分戦略」の提供のために、ETF、先物、リバパッケージ債等に投資する場合があります。 市場動向や資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 *戦略内における金のエクスポージャーについては主に金ETFの価格を参照します。
主 な 投 資 制 限	<ul style="list-style-type: none"> デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 株式への投資割合には制限を設けません。 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。 投資信託証券(上場投資信託を除きます。)への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
決 算 日	原則、毎年2月10日

信託報酬等	<p>純資産総額に対して年率0.231%(税抜0.21%)</p> <p>※上記のほか、以下の費用がかかります。</p> <p>各項目について消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)がかかる場合には、当該消費税等を含みます。その他の費用については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ スワップ取引が内包する資産の取引コスト及びリバランスコスト ■ スワップ取引の一部または全部解約費用 ■ ファンド監査費用 ■ 有価証券取引に伴う手数料等(売買委託手数料、保管手数料等) ■ 法令で定める価格等調査にかかる費用 ■ 信託財産に関する租税 ■ 信託事務の処理等に要する諸費用 ■ 受託者の立替えた立替金の利息、現金担保を受け入れた場合の利息等
申込・解約手数料	ありません。
委託会社	パークレイズ投信投資顧問株式会社

※ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の名称及びその運用会社の名称等は今後変更となる場合があります。

(略)

<訂正後>

(略)

主要投資対象の投資信託証券の概要

名 称	米国株式自動配分戦略ファンド(適格機関投資家向け)
形 態	国内籍私募投資信託(円建て)
* 主 な 投 資 対 象	<p>オンバランスでは米ドル建ての短期金融資産等を、オフバランスでは担保付スワップ取引(米ドル建て)(以下「スワップ取引」)を主要取引対象とします。</p> <p>なお、運用目標を達成するために委託者が必要と認める場合は、代替資産としてETF、先物、リバパッケージ債等に投資する場合があります。</p>
* 運 用 の 基 本 方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・スワップ取引への投資を通じて、パークレイズ・バンク・ビーエルシー(英国パークレイズ銀行)が提供する「米国株式自動配分戦略」のパフォーマンスに連動する投資成果を目指します。 ・「米国株式自動配分戦略」は、米国株式指数及び金*を投資対象とします。原則として日次で米国株式指数の水準、リスク・インジケータ等に基づいて米国株式指数の予想レンジを算出します。市場のリスク・センチメント等に応じ、米国株式指数が予想レンジに対して下落するにつれて同指数の保有比率を増やし、上昇するにつれて保有比率を減らします。米国株式指数の保有比率は最大100%となります。長期的な資産成長のため、戦略内の米国株式指数の保有比率が100%に満たない部分を金で補完します。 ・原則として、信託財産の純資産総額に対するスワップ取引の想定元本の比率を高位に保ちます。 ・現金部分は、主に米ドル建ての短期金融資産(短期米国国債等)に投資します。現金部分の運用パフォーマンスは基準価額と「米国株式自動配分戦略」のパフォーマンスの乖離要因のひとつとなります。 ・外貨建て資産への投資に当たっては、対円での為替ヘッジを行いません。 ・スワップ取引の評価損益等のエクスポージャーに対応し、日次でスワップ取引相手先と担保の授受を行います。スワップ取引相手先のエクスポージャー(無担保エクスポージャー)の純資産総額に対する割合は原則として10%未満になるように管理します。 ・取引見通しや市況動向等に応じて、「米国株式自動配分戦略」の提供のために、ETF、先物、リバパッケージ債等に投資する場合があります。 ・市場動向や資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 <p>*戦略内における金のエクスポージャーについては主に金ETFの価格を参照します。</p>
* 主 な 投 資 制 限	<ul style="list-style-type: none"> ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。 ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ・株式への投資割合には制限を設けません。 ・一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。 ・投資信託証券(上場投資信託を除きます。)への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
決 算 日	原則、毎年2月10日

<p>※ 信託報酬等</p>	<p>純資産総額に対して年率0.231%(税抜0.21%) ※上記のほか、以下の費用がかかります。 各項目について消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)がかかる場合には、当該消費税等を含みます。その他の費用については、運用状況等により変動するため、事前に利率、上限額等を示すことができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ スワップ取引が内包する資産の取引コスト及びリバランスコスト ■ スワップ取引の一部または全部解約費用 ■ ファンド監査費用 ■ 有価証券取引に伴う手数料等(売買委託手数料、保管手数料等) ■ 法令で定める価格等調査にかかる費用 ■ 信託財産に関する租税 ■ 信託事務の処理等に要する諸費用 ■ 受託者の立替えた立替金の利息、現金担保を受け入れた場合の利息等
<p>申込・解約手数料</p>	<p>ありません。</p>
<p>委託会社</p>	<p>パークレイズ投信投資顧問株式会社</p>

※ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の名称及びその運用会社の名称等は今後変更となる場合があります。

《変更後(予定)》

<p>主な投資対象</p>	<p>オンバランスでは担保付パフォーマンス連動債券(米ドル建て)(以下、「連動債券」といいます。)*および米ドル建ての短期金融資産等を、オフバランスでは担保付スワップ取引(米ドル建て)(以下「スワップ取引」)を主要取引対象とします。 なお、運用目標を達成するために委託者が必要と認める場合は、代替資産としてETF、先物、リパッケージ債等に投資する場合があります。</p>
<p>運用の基本方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連動債券への投資およびスワップ取引への投資のいずれかの運用方法、または双方を組み合わせた運用方法により、パークレイズ・バンク・ピーエルシー(英国パークレイズ銀行)が提供する「米国株式自動配分戦略」のパフォーマンスに連動する投資成果を目指します。選択する運用方法、運用方法の組み合わせは、効率性等を勘案の上、決定します。 ・ 「米国株式自動配分戦略」は、米国株式指数及び金*を投資対象とします。原則として日次で米国株式指数の水準、リスク・インジケータ等に基づいて米国株式指数の予想レンジを算出します。市場のリスク・センチメント等に応じ、米国株式指数が予想レンジに対して下落するにつれて同指数の保有比率を増やし、上昇するにつれて保有比率を減らします。米国株式指数の保有比率は最大100%となります。長期的な資産成長のため、戦略内の米国株式指数の保有比率が100%に満たない部分を金で補完します。 ・ 原則として、連動債券の投資金額とスワップ取引の想定元本の合計が当ファンドの信託財産の100%程度となるように調整を行います。 ・ 外貨建て資産への投資に当たっては、対円での為替ヘッジを行いません。 ・ スワップ取引の評価損益等のエクスポージャーに対応し、日次でスワップ取引相手先と担保の授受を行います。スワップ取引相手先のエクスポージャー(無担保エクスポージャー)の純資産総額に対する割合は原則として10%未満になるように管理します。 ・ 取引見通しや市況動向等に応じて、「米国株式自動配分戦略」の提供のために、ETF、先物、リパッケージ債等に投資する場合があります。 ・ 市場動向や資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 <p>*戦略内における金のエクスポージャーについては主に金ETFの価格を参照します。</p>

<p>主な投資制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・デリバティブは、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに米国株式自動配分戦略の投資対象を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ・株式への投資割合には制限を設けません。 ・一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。 ・投資信託証券(上場投資信託を除きます。)への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
<p>信託報酬等</p>	<p>純資産総額に対して年率0.154%(税抜0.14%)</p> <p>※上記のほか、以下の費用がかかります。</p> <p>各項目について消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)がかかる場合には、当該消費税等を含みます。その他の費用については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ スワップ取引が内包する資産の取引コスト及びリバランスコスト ■ スワップ取引の一部または全部解約費用 ■ ファンド監査費用 ■ 有価証券取引に伴う手数料等(売買委託手数料、保管手数料等) ■ 法令で定める価格等調査にかかる費用 ■ 信託財産に関する租税 ■ 信託事務の処理等に要する諸費用 ■ 受託者の立替えた立替金の利息、現金担保を受け入れた場合の利息等

(略)

(3) 【運用体制】

<訂正前>

(略)

2023年8月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

<訂正後>

(略)

2023年12月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

3 【投資リスク】

<訂正前>

(略)

<当ファンドの投資にかかるリスク>

(略)

信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

当ファンドが投資信託証券を通じて行う担保付スワップ取引は、取引の相手方の信用リスク等の影響を受けます。当該取引の相手方の倒産や契約不履行等により当初契約通りの取引が実行されない場合には、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

当ファンドは投資信託証券を通じて、担保付スワップ取引を活用します。市場環境の急変や「米国株式自動配分戦略」のパフォーマンス算出がなされない等の理由により、当ファンドが投資信託証券を通じて行う担保付スワップ取引が当該戦略のパフォーマンスと連動することが困難となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する場合があります。

(略)

<リスクの管理体制>

(略)

(注)上図は、2023年8月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

(略)

<訂正後>

(略)

<当ファンドの投資にかかるリスク>

(略)

信用リスク*

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

当ファンドが投資信託証券を通じて行う担保付スワップ取引は、取引の相手方の信用リスク等の影響を受けます。当該取引の相手方の倒産や契約不履行等により当初契約通りの取引が実行されない場合には、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

流動性リスク*

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

当ファンドは投資信託証券を通じて、担保付スワップ取引を活用します。市場環境の急変や「米国株式自動配分戦略」のパフォーマンス算出がなされない等の理由により、当ファンドが投資信託証券を通じて行う担保付スワップ取引が当該戦略のパフォーマンスと連動することが困難となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する場合があります。

(略)

変更後(予定)

信用リスク

当ファンドが投資信託証券を通じて投資する担保付パフォーマンス連動債券（米ドル建て）または担保付スワップ取引（米ドル建て）は、債券発行体や取引の相手方の信用リスク等の影響を受けます。当該債券発行体や当該取引の相手方の倒産や契約不履行等により当初契約通りの取引が実行されない場合には、当ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

当ファンドは投資信託証券を通じて、担保付パフォーマンス連動債券（米ドル建て）への投資、または担保付スワップ取引（米ドル建て）を活用します。市場環境の急変や「米国株式自動配分戦略」のパフォーマンス算出がなされない等の理由により、当ファンドが投資信託証券を通じて投資する担保付パフォーマンス連動債券（米ドル建て）の価格や担保付スワップ取引（米ドル建て）が当該戦略のパフォーマンスと連動することが困難となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する場合があります。

(略)

< リスクの管理体制 >

(略)

(注) 上図は、2023年12月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

(略)

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

< 訂正前 >

(略)

ファンドの主要投資対象の1つである国内籍投資信託「米国株式自動配分戦略ファンド(適格機関投資家向け)」に関する別途信託報酬等がかかります。投資信託証券の信託報酬等を加えた当ファンドの実質的な信託報酬率は、ファンドの純資産総額に対して概ね1.364%（税込・年率）程度となります。実質的に負担する信託報酬率は、ファンドの運用方針に基づいて投資信託証券を組み入れた場合の概算です。投資信託証券の組入状況等によって、実質的に負担する信託報酬率は変動します。

投資信託証券の名称	信託報酬等（年率）	
米国株式自動配分戦略ファンド(適格機関投資家向け)	0.231% (税抜0.21%)	投資対象とする投資信託証券の運用の対価、管理報酬等

(略)

< 訂正後 >

(略)

ファンドの主要投資対象の1つである国内籍投資信託「米国株式自動配分戦略ファンド(適格機関投資家向け)」に関する別途信託報酬等がかかります。投資信託証券の信託報酬等を加えた当ファンドの実質的な信託報酬率は、ファンドの純資産総額に対して概ね1.364%（税込・年率）程度となります。実質的に負担する信託報酬率は、ファンドの運用方針に基づいて投資信託証券を組み入れた場合の概算です。投資信託証券の組入状況等によって、実質的に負担する信託報酬率は変動します。*****

投資信託証券の名称	信託報酬等（年率）	
米国株式自動配分戦略ファンド(適格機関投資家向け)	0.231% (税抜0.21%)	投資対象とする投資信託証券の運用の対価、管理報酬等

変更後（予定）

ファンドの主要投資対象の1つである国内籍投資信託「米国株式自動配分戦略ファンド(適格機関投資家向け)」に関する別途信託報酬等がかかります。投資信託証券の信託報酬等を加えた当ファンドの実質的な信託報酬率は、ファンドの純資産総額に対して概ね1.287%（税込・年率）程度となります。実質的に負担する信託報酬率は、ファンドの運用方針に基づいて投資信託証券を組み入れた場合の概算です。投資信託証券の組入状況等によって、実質的に負担する信託報酬率は変動します。

投資信託証券の名称	信託報酬等（年率）	
米国株式自動配分戦略ファンド(適格機関投資家向け)	0.154% (税抜0.14%)	投資対象とする投資信託証券の運用の対価、管理報酬等

(略)

(5) 【課税上の取扱い】

<訂正前>

(略)

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。

・少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(注) 上記は2023年12月末までの制度となります。2024年1月1日以降は一定額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2023年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<訂正後>

(略)

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象となりますが、当ファンドはNISAの対象ではありません。*

変更後（予定）

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合

一定額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2023年12月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

2033年2月24日までとします。ただし、この信託期間中に信託約款第40条第1項および第2項、第42条第1項、第43条第1項および第45条第2項に規定する事由が生じた場合には、この信託を終了させることができます。また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

<訂正後>

2033年2月24日までとします。ただし、この信託期間中に信託約款第40条第1項および第2項、第42条第1項、第43条第1項および第45条第2項に規定する事由が生じた場合には、この信託を終了させることができます。また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。*

変更後（予定）

無期限とします。ただし、この信託期間中に信託約款第40条第1項および第2項、第42条第1項、第43条第1項および第45条第2項に規定する事由が生じた場合には、この信託を終了させることができます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

- (1) 資本金の額（2023年8月末現在）
(略)
- (2) 会社の機構（2023年8月末現在）
(略)

<訂正後>

- (1) 資本金の額（2023年12月末現在）
(略)
- (2) 会社の機構（2023年12月末現在）
(略)

2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびに証券投資信託の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する投資信託（親投資信託を除きます。）は2023年12月末現在、計302本（追加型株式投資信託166本、単位型株式投資信託95本、単位型公社債投資信託41本）であり、その純資産総額の合計は1,989,432百万円です。

3【委託会社等の経理状況】

<更新後>

- 1. 委託会社であるSOMPOアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）、ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに、同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

- 2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

また、委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
1 現金・預金			3,870,549		3,546,171
2 前払費用			102,011		101,203
3 未収委託者報酬			1,137,463		1,194,368
4 未収運用受託報酬			1,220,102		2,618,849
5 その他			6,676		3,043
流動資産合計			6,336,803		7,463,635
固定資産					
1 有形固定資産					
(1) 建物	1		12,438		8,078
(2) 器具備品	1		97,847		73,225
有形固定資産合計			110,285		81,304
2 無形固定資産					
(1) 電話加入権			4,535		4,535
無形固定資産合計			4,535		4,535
3 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券			551,730		658,124
(2) 長期差入保証金			173,961		173,961
(3) 繰延税金資産			369,976		348,349
(4) その他			32		32
投資その他の資産合計			1,095,700		1,180,467
固定資産合計			1,210,521		1,266,307
資産合計			7,547,325		8,729,943

区分	注記 番号	前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
1 預り金			6,032		7,771
2 未払金					
(1) 未払配当金	2	700,000		770,000	
(2) 未払手数料		421,565		460,087	
(3) その他未払金	2	526,525	1,648,091	141,725	1,371,812
3 未払費用			1,048,260		1,873,823
4 未払消費税等			191,700		214,504
5 未払法人税等			118,353		262,245
6 賞与引当金			171,866		205,460
7 役員賞与引当金			6,600		6,600
流動負債合計			3,190,904		3,942,217
固定負債					
1 退職給付引当金			208,284		245,172
2 資産除去債務			9,265		9,422
固定負債合計			217,549		254,594
負債合計			3,408,454		4,196,812
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金			1,550,000		1,550,000
2 資本剰余金					
(1) 資本準備金			413,280		413,280
資本剰余金合計			413,280		413,280
3 利益剰余金					
(1) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金			2,129,605		2,544,383
利益剰余金合計			2,129,605		2,544,383
株主資本合計			4,092,885		4,507,664
評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金			45,985		25,466
評価・換算差額等合計			45,985		25,466
純資産合計			4,138,870		4,533,130
負債・純資産合計			7,547,325		8,729,943

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
営業収益					
1 委託者報酬		6,276,724		6,268,013	
2 運用受託報酬		4,403,451	10,680,175	5,283,477	11,551,491
営業費用					
1 支払手数料		2,660,547		2,600,324	
2 広告宣伝費		27,018		25,984	
3 公告費		200		200	
4 調査費		2,998,033		3,945,034	
(1) 調査費		982,738		1,032,243	
(2) 委託調査費		2,012,478		2,909,783	
(3) 図書費		2,815		3,007	
5 営業雑経費		128,682		149,447	
(1) 通信費		13,042		13,489	
(2) 印刷費		97,704		115,724	
(3) 諸会費		17,935	5,814,481	20,233	6,720,990
一般管理費					
1 給料		1,654,831		1,754,897	
(1) 役員報酬		57,475		59,540	
(2) 給料・手当		1,373,956		1,460,378	
(3) 賞与		223,399		234,978	
2 福利厚生費		207,945		231,703	
3 交際費		7,538		10,365	
4 寄付金		300		1,300	
5 旅費交通費		6,738		29,102	
6 法人事業税		56,077		53,595	
7 租税公課		30,211		26,705	
8 不動産賃借料		220,595		221,573	
9 退職給付費用		79,199		87,487	
10 賞与引当金繰入		171,866		205,460	
11 役員賞与引当金繰入		6,600		6,600	
12 固定資産減価償却費		37,983		39,296	
13 諸経費		428,184	2,908,072	437,986	3,106,075
営業利益			1,957,622		1,724,425
営業外収益					
1 受取配当金		626		8,687	
2 受取利息		0		0	
3 有価証券売却益		7,179		-	
4 有価証券償還益		1,198		3,726	
5 為替差益		10,426		11,910	
6 保険配当金		467		621	
7 雑益		1,537	21,434	2,493	27,439
営業外費用					
1 事務過誤費		-		9,164	
2 雑損		363		394	
3 債権回収損		5,471	5,835	-	9,558
経常利益			1,973,220		1,742,306
特別損失					
1 有価証券評価損		-		4,032	
2 固定資産除却損	1	0	0	-	4,032
税引前当期純利益			1,973,220		1,738,274
法人税・住民税及び事業税			617,244		522,813
法人税等調整額			3,808		30,682
当期純利益			1,359,783		1,184,778

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,550,000	413,280	413,280	1,469,821	1,469,821	3,433,101

当期変動額						
剰余金の配当				700,000	700,000	700,000
当期純利益				1,359,783	1,359,783	1,359,783
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	659,783	659,783	659,783
当期末残高	1,550,000	413,280	413,280	2,129,605	2,129,605	4,092,885

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	41,732	41,732	3,474,834
当期変動額			
剰余金の配当			700,000
当期純利益			1,359,783
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,252	4,252	4,252
当期変動額合計	4,252	4,252	664,036
当期末残高	45,985	45,985	4,138,870

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計
	資本金	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	1,550,000	413,280	413,280	2,129,605	2,129,605	4,092,885
当期変動額						
剰余金の配当				770,000	770,000	770,000
当期純利益				1,184,778	1,184,778	1,184,778
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	414,778	414,778	414,778
当期末残高	1,550,000	413,280	413,280	2,544,383	2,544,383	4,507,664

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	45,985	45,985	4,138,870
当期変動額			
剰余金の配当			770,000
当期純利益			1,184,778
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	20,518	20,518	20,518
当期変動額合計	20,518	20,518	394,259
当期末残高	25,466	25,466	4,533,130

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
器具備品	2～20年

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における要支給額を計上しております。

退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法によっております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 投資信託事業は、信託約款に基づきファンドごとの日々の純資産総額に対し信託報酬率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しております。

また、成功報酬型の収益は、信託約款に基づきファンドごとに取り決めてている運用パフォーマンスの結果に応じ、報酬を受領する権利が確定した時点で収益を認識しております。

(2) 投資顧問事業は、投資顧問契約に基づきファンドごとの資産残高に対し報酬料率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しております。

また、成功報酬型の収益は、投資顧問契約に基づき契約ごとに取り決めてている運用パフォーマンスの結果に応じ、報酬を受領する権利が確定した時点で収益を認識しております。

6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準の適用指針)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
建物	99,675	104,035
器具備品	108,702	143,638

2 関係会社項目

関係会社に対する負債は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
未払金		
未払配当金	700,000	770,000
その他未払金	345,346	-

(損益計算書関係)

1 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
器具備品	0	-

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
普通株式	24,085株	-株	-株	24,085株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年3月30日 取締役会	普通 株式	700,000千円	29,063円	-	2022年3月31日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
普通株式	24,085株	-株	-株	24,085株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年3月30日 取締役会	普通 株式	770,000千円	31,970円	-	2023年3月31日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、主として短期的な預金及び一部の有価証券によって運用しており、経営として許容できる範囲内にリスクを制御するよう、適切に資産運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、そのほとんどが信託財産から支払われるため、回収リスクは僅少であります。

投資有価証券は、主に投資信託を保有しており、今後の基準価額の下落によっては、売却損・評価損計上による利益減少や、評価差額金の減少により純資産が減少するなど、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、短期的な預金について、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

価格変動リスクについては、四半期ごとに時価の状況等を把握し、当該状況については資産運用管理規程に従い、経理担当部が取締役会等へ報告し、適切に管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2022年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券(2)	550,980	550,980	-
資産計	550,980	550,980	-

当事業年度（2023年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券(2)	657,374	657,374	-
資産計	657,374	657,374	-

(1) 「現金・預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未払金」及び「未払費用」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 以下の市場価格のない株式等は、投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
----	-----------------------	-----------------------

非上場株式	750	750
-------	-----	-----

注1. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 預金	3,870,414	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	1,137,463	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	1,220,102	-	-	-
(4) 投資有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの				
株式	-	-	-	-
債券	-	-	-	-
その他	44,728	201,061	32,679	272,511
合計	6,272,708	201,061	32,679	272,511

当事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 預金	3,546,149	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	1,194,368	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	2,618,849	-	-	-
(4) 投資有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの				
株式	-	-	-	-
債券	-	-	-	-
その他	147,960	90,026	150,462	268,926
合計	7,507,327	90,026	150,462	268,926

注2. 社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル2の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価	観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券	-	370,250	180,730	550,980
資産計	-	370,250	180,730	550,980

当事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券	-	462,624	194,750	657,374
資産計	-	462,624	194,750	657,374

(2) 期首残高から当事業年度末残高への調整表、当事業年度の損益に記載した評価損益

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

	投資有価証券	合計
期首残高	240,805	240,805
当事業年度の損益又は評価・換算差額等		
損益の計上	-	-
その他有価証券評価差額金	1,012	1,012
購入、売却、発行及び決済		
購入	-	-
売却	61,087	61,087
発行	-	-
決済	-	-
レベル3の時価への振替	-	-
レベル3の時価からの振替	-	-
当事業年度末残高	180,730	180,730
当事業年度の損益に計上した額のうち貸借対照表において保有する金融資産又は金融負債の評価損益	-	-

当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:千円)

	投資有価証券	合計
期首残高	180,730	180,730
当事業年度の損益又は評価・換算差額等		
損益の計上	-	-
その他有価証券評価差額金	14,020	14,020
購入、売却、発行及び決済		
購入	-	-
売却	-	-
発行	-	-
決済	-	-
レベル3の時価への振替	-	-
レベル3の時価からの振替	-	-
当事業年度末残高	194,750	194,750
当事業年度の損益に計上した額のうち貸借対照表において保有する金融資産又は金融負債の評価損益	-	-

(3) 時価の評価プロセスの説明

時価の算定にあたっては、投資信託の基準価額を用いております。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの

前事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	473,762	404,700	69,062
	小計	473,762	404,700	69,062
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	77,218	80,000	2,782
	小計	77,218	80,000	2,782
合計		550,980	484,700	66,280

当事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	371,165	294,700	76,465
	小計	371,165	294,700	76,465
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	286,209	330,000	43,790
	小計	286,209	330,000	43,790
合計		657,374	624,700	32,674

5. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	117,179	7,179	-
合計	117,179	7,179	-

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	-	-	-

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要（出向受入者に対する出向元への退職金負担額を除く。）

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	177,918	208,284
退職給付費用	34,032	37,940
退職給付の支払額	3,666	1,052
退職給付引当金の期末残高	208,284	245,172

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	208,284	245,172
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	208,284	245,172
退職給付引当金	208,284	245,172
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	208,284	245,172

(3) 退職給付費用

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	34,032	37,940

3. 確定拠出制度

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当社の確定拠出制度への要拠出額	37,490	41,080

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
ソフトウェア損金算入限度超過額	221,681	176,793
退職給付引当金	63,776	75,071
賞与引当金	52,625	62,912
繰延資産損金算入限度超過額	20,401	21,910
未払事業税	25,882	15,571
未払金否認	6,551	7,604
その他	5,629	7,100
繰延税金資産 小計	396,548	366,961
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	2,933	4,119
評価性引当額 小計	2,933	4,119

繰延税金資産 合計	393,615	362,842
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	20,295	11,240
株式譲渡損益	3,031	3,031
固定資産除去価額	313	222
繰延税金負債 合計	23,639	14,493
繰延税金資産の純額	369,976	348,349

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社事務所及び事業継続用事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.2%～1.8%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）	当事業年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
期首残高	9,111	9,265
取得	-	-
時の経過による調整額	154	157
期末残高	9,265	9,422

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）	当事業年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
投資信託事業（基本報酬）	6,264,774	6,264,984
投資信託事業（成功報酬）	11,950	3,029
投資顧問事業（基本報酬）	3,421,061	2,834,396
投資顧問事業（成功報酬）	982,389	2,449,080
合計	10,680,175	11,551,491

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を

超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	欧州	北米	中東	アジア	合計
9,517,226	543,068	371,551	203,473	44,855	10,680,175

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%を占めるものがないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
年金積立金管理運用独立行政法人	2,064,709

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (億円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残 高 (千 円)
親会社	SOMPOホールディングス株式会社	東京都新宿区	1,000	経営管理	直接100%	連結納税	連結納税に伴う支払い	493,587	未払金(注1)	345,346

注1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 連結納税制度による連結法人税等の支払予定額であります。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (億円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残 高 (千 円)
----	--------	-----	-------------	-----------	------------------------	-------------------	-----------	--------------	----	----------------------

同一の親会社を持つ会社	損保ジャパンDC証券株式会社	東京都新宿区	30	確定拠出年金業	-	投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託代行手数料の支払（注1）	625,470	未払手数料	147,871
同一の親会社を持つ会社	SOMPOひまわり生命保険株式会社	東京都新宿区	172	生命保険業	-	投資顧問契約に基づく資産運用	運用受託報酬の受取り（注2）	178,392	未収運用受託報酬	97,841

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

注2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）代行手数料の支払いについては、一般的取引条件によっております。

（注2）運用受託報酬の受取りについては、一般的取引条件によっております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金（億円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパンDC証券株式会社	東京都新宿区	30	確定拠出年金業	-	投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託代行手数料の支払（注1）	677,364	未払手数料	168,088
同一の親会社を持つ会社	SOMPOひまわり生命保険株式会社	東京都新宿区	172	生命保険業	-	投資顧問契約に基づく資産運用	運用受託報酬の受取り（注2）	176,500	未収運用受託報酬	96,493

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

注2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）代行手数料の支払いについては、一般的取引条件によっております。

（注2）運用受託報酬の受取りについては、一般的取引条件によっております。

（4）財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等との取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

SOMPOホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務情報

関連会社はありません。

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）	当事業年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
1株当たり純資産額（円）	171,844.33	188,213.85
1株当たり当期純利益金額（円）	56,457.70	49,191.55

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載していません。

（注）2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益(千円)	1,359,783	1,184,778
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,359,783	1,184,778
期中平均株式数(株)	24,085	24,085

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第39期中間会計期間 (2023年9月30日)
区分	注記 番号	金額(千円)
(資産の部)		
流動資産		
1 現金・預金		3,406,379
2 前払費用		98,219
3 未収委託者報酬		1,525,821
4 未収運用受託報酬		3,769,484
5 立替金		1,931
流動資産合計		8,801,836
固定資産		
1 有形固定資産	1	65,679
2 無形固定資産		4,535
3 投資その他の資産		
(1) 投資有価証券		531,725
(2) 長期差入保証金		173,961
(3) 繰延税金資産		330,992
(4) その他		32
投資その他の資産合計		1,036,711
固定資産合計		1,106,926
資産合計		9,908,762

		第39期中間会計期間 (2023年9月30日)
区分	注記 番号	金額(千円)
(負債の部)		
流動負債		
1 預り金		16,976
2 未払金		
(1) 未払手数料		548,866
(2) その他未払金		275,060
未払金合計		823,927
3 未払費用		2,486,182
4 未払法人税等		434,830
5 賞与引当金		119,252
6 役員賞与引当金		3,300
7 その他	2	283,312
流動負債合計		4,167,781
固定負債		
1 退職給付引当金		264,676
2 資産除去債務		9,503
固定負債合計		274,179
負債合計		4,441,961
(純資産の部)		
株主資本		

1	資本金		1,550,000
2	資本剰余金		
	(1) 資本準備金		413,280
	資本剰余金合計		413,280
3	利益剰余金		
	(1) その他利益剰余金		
	繰越利益剰余金		3,438,160
	利益剰余金合計		3,438,160
	株主資本合計		5,401,440
	評価・換算差額等		
1	その他有価証券評価差額金		65,361
	評価・換算差額等合計		65,361
	純資産合計		5,466,801
	負債・純資産合計		9,908,762

(2) 中間損益計算書

		第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
営業収益			
1 委託者報酬		3,885,834	
2 運用受託報酬		4,153,911	8,039,746
営業費用			
1 支払手数料		1,651,695	
2 広告宣伝費		2,736	
3 公告費		200	
4 調査費		3,442,632	
	(1) 調査費	696,778	
	(2) 委託調査費	2,743,596	
	(3) 図書費	2,257	
5 営業雑経費		91,371	
	(1) 通信費	7,206	
	(2) 印刷費	66,357	
	(3) 諸会費	17,808	
一般管理費			5,188,635
1 給料		840,189	
	(1) 役員報酬	34,390	
	(2) 給料・手当	740,011	
	(3) 賞与	65,787	
2 福利厚生費		125,981	
3 交際費		6,821	
4 寄付金		30	
5 旅費交通費		19,577	
6 法人事業税		33,234	
7 租税公課		4,648	
8 不動産賃借料		111,772	
9 退職給付費用		45,242	
10 賞与引当金繰入		119,252	
11 役員賞与引当金繰入		3,300	
12 固定資産減価償却費	1	18,869	
13 諸経費		223,694	1,552,614
営業利益			1,298,495
営業外収益			
1 受取配当金		409	
2 受取利息		0	
3 為替差益		7,057	
4 雑益		823	8,290
営業外費用			
1 有価証券売却損		7,678	
2 有価証券償還損		278	
3 雑損		184	8,141
経常利益			1,298,645
特別損失			
1 固定資産除却損		0	0

税引前中間純利益			1,298,645
法人税、住民税及び事業税			405,117
法人税等調整額			249
中間純利益			893,776

(3) 中間株主資本等変動計算書

第39期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）（単位：千円）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,550,000	413,280	413,280	2,544,383	2,544,383	4,507,664
当中間期変動額						
中間純利益				893,776	893,776	893,776
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）						
当中間期変動 額合計	-	-	-	893,776	893,776	893,776
当中間期末残高	1,550,000	413,280	413,280	3,438,160	3,438,160	5,401,440

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	25,466	25,466	4,533,130
当中間期変動額			
中間純利益			893,776
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）	39,894	39,894	39,894
当中間期変動 額合計	39,894	39,894	933,670
当中間期末残高	65,361	65,361	5,466,801

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
器具備品	2～20年

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における要支給額を計上しております。

退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法によっております。

5. 収益及び費用の処理方法

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行

義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- (1) 投資信託事業においては、信託約款に基づきファンドごとの日々の純資産総額に対し信託報酬率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しています。
また、成功報酬型の収益は、信託約款に基づきファンドごとに取り決めている運用パフォーマンスの結果に応じ、報酬を受領する権利が確定した時点で収益を認識しています。
- (2) 投資顧問事業においては、投資顧問契約に基づきファンドごとの資産残高に対し報酬料率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しています。
また、成功報酬型の収益は、投資顧問契約に基づきファンドごとに取り決めている運用パフォーマンスの結果に応じ、報酬を受領する権利が確定した時点で収益を認識しています。

6. 消費税等の会計処理方法
税抜方式を採用しております。
7. グループ通算制度の適用
グループ通算制度を採用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

	第39期中間会計期間 (2023年9月30日)
1 有形固定資産の減価償却累計額	266,349千円
2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

	第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
1 減価償却実施額 有形固定資産	18,869千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第39期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間 末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	24,085	-	-	24,085
合計	24,085	-	-	24,085
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第39期中間会計期間（2023年9月30日）

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券(2)	530,975	530,975	-
資産計	530,975	530,975	-

(1) 「現金・預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未払金」及び「未払費用」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 市場価格のない株式等は、投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	750

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル2の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価	観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

第39期中間会計期間（2023年9月30日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	301,541	229,434	530,975
資産計	-	301,541	229,434	530,975

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は、基準価額によっておりレベル2又はレベル3の時価に分類しております。

(2) 期首残高から中間期末残高への調整表、中間会計期間の損益に記載した評価損益

第39期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

(単位：千円)

	投資有価証券	合計
期首残高	194,750	194,750
中間会計期間の損益又は評価・換算差額等		
損益の計上	-	-
其他有価証券評価差額金	33,584	33,584
購入、売却、発行及び決済		
購入	1,100	1,100
売却	-	-
発行	-	-
決済	-	-
レベル3の時価への振替	-	-
レベル3の時価からの振替	-	-
中間期末残高	229,434	229,434
中間会計期間の損益に計上した額のうち中間貸借対照表において保有する金融資産又は金融負債の評価損益	-	-

(3) 時価の評価プロセスの説明

時価の算定にあたっては、投資信託の基準価額を用いております。

(有価証券関係)

第39期中間会計期間（2023年9月30日）

1. 満期保有目的の債券
該当事項はありません。
2. 子会社株式及び関連会社株式
該当事項はありません。
3. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	309,174	200,800	108,374
	小計	309,174	200,800	108,374
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	221,801	235,968	14,167
	小計	221,801	235,968	14,167
合計		530,975	436,768	94,207

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第39期中間会計期間（2023年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高	9,422千円
時の経過による調整額	80千円
中間期末残高	9,503千円

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
投資信託事業（基本報酬）	3,856,322
投資信託事業（成功報酬）	29,512
投資顧問事業（基本報酬）	1,353,572
投資顧問事業（成功報酬）	2,800,338
合計	8,039,746

（セグメント情報等）

セグメント情報

第39期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

当社は、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第39期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
年金積立金管理運用独立行政法人	2,892,584

（1株当たり情報）

	第39期中間会計期間 （自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）
1株当たり純資産額	226,979.51 円
1株当たり中間純利益金額	37,109.24 円 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

（注）1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第39期中間会計期間 （自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）
中間純利益	893,776 千円
普通株主に帰属しない金額	- 千円
普通株式に係る中間純利益	893,776 千円
普通株式の期中平均株式数	24,085 株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

(略)

(2)販売会社

名 称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容

岡地証券株式会社	1,500	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
木村証券株式会社	500	
八十二証券株式会社	3,000	
百五証券株式会社	3,000	
ひろぎん証券株式会社	5,000	
めぶき証券株式会社	3,000	

資本金の額は、2023年3月末現在

<訂正後>

(略)

(2)販売会社

名 称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
あかつき証券株式会社	3,067	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡地証券株式会社	1,500	
木村証券株式会社	500	
八十二証券株式会社	3,000	
百五証券株式会社	3,000	
ひろぎん証券株式会社	5,000	
めぶき証券株式会社	3,000	

資本金の額は、2023年3月末現在

独立監査人の監査報告書

2023年6月12日

SOMPOアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小 林 弘 幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSOMPOアセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SOMPOアセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸

表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年11月24日

SOMPOアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森重俊寛
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林弘幸
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSOMPOアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SOMPOアセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。